



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 4 月 27 日 (月曜日) 第 101 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

公 告

告 示

○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1	頁
○民有林の保安林の指定 (3件) …… (自然環境課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (“) 2	
○宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示…………… (水産政策課) 2	

○狩猟免許試験の実施…………… (自然環境課) 3	
○争議行為の通知…………… (雇用労働政策課) 4	
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 4	
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… (“) 4	
○県営土地改良事業計画の策定 (3件) …… (“) 4	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 5	
○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 5	
○落札者等の公告…………… 5	

告 示

宮崎県告示第 353号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和 2 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
2年-1	映画	名器乱舞 欲情の下半身	清水組 〈オーピー映画〉	令和 2 年 4 月 20 日
2年-2	映画	夕方のおともだち	ザフルル、クイーンズカンパニー	
2年-3	映画	オトナのしおり とじて、ひらいて	加藤組 〈オーピー映画〉	
2年-4	映画	絶頂本番 私のなかの娼婦	片岡組 〈新東宝映画〉	
2年-5	映画	温泉情話 湯船で揉みがえり	竹洞組 〈オーピー映画〉	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 354号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字菖蒲迫北乙 7 55-1
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 355号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字仲瀬戊 437、戊 438、字久居原戊 450-ロ、戊 481-3、戊 481-8
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 356号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字下長川内24-1（次の図に示す部分に限る。）、20-1、20-3、21、22、24-2、26-1、26-4、26-6、26-7、26-9、26-11、26-16、26-18、27-8、27-14、27-16、27-18、32、33
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 357号

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 2 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 358号

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和55年宮崎県告示第 115号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(沿岸漁業改善資金の種類等)	(沿岸漁業改善資金の種類等)
第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁	第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県えびの市（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種を定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県えびの市（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種を定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 三(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県えびの市（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災（東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和2年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期限等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。

業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災（東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和3年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第2条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和2年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 狩猟免許試験の日時及び会場

試験は、令和2年度において2回行うものとし、その期日は、次表のとおりとする。

なお、試験の受付は、各試験会場において、午前8時30分開始とする。

区分	試験日	開始時間	試験会場
第1回	1次試験 9月8日 (火曜日)	午前9時	宮崎県庁附属棟会議室 宮崎市橋通東2-10-1
			延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地1
			宮崎県北諸県農業改良普及センター 都城市高木町6464
	2次試験 9月8日 (火曜日)	午後1時	宮崎県庁附属棟会議室 宮崎市橋通東2-10-1
			延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地1
			宮崎県北諸県農業改良普及センター 都城市高木町6464
			宮崎県庁附属棟会議室

第2回	1次試験	1月24日 (日曜日)	午前9時	宮崎市橋通東2-10-1 宮崎県東臼杵農林振興局会議室 延岡市愛宕町2-15
	2次試験	1月24日 (日曜日)	午後1時	宮崎県庁附属棟会議室 宮崎市橋通東2-10-1 宮崎県東臼杵農林振興局会議室 延岡市愛宕町2-15

2 受験資格

宮崎県内に住所を有する者（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条各号のいずれかに該当する者を除く。）

3 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟免許試験は、第1回は網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許及び第2種銃猟免許の試験、第2回は、宮崎県庁附属棟会議室試験会場では、わな猟免許及び第1種銃猟免許の試験、宮崎県東臼杵農林振興局会議室試験会場では、わな猟免許試験とし、それぞれの試験に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は、知識試験及び適性試験（1次試験）、技能試験（2次試験）とし、知識試験又は適性試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

4 受験申込手続

(1) 狩猟免許申請書及び受験票に必要事項を記入し、次の各号に掲げるものを添付して提出すること。

ア 狩猟免許申請手数料 5,200円。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者にあつては、3,900円（宮崎県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて払い込むものとする。）

イ 63円の返信用郵便切手 1枚

ウ 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外にあつては、医師の診断書（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しな

い旨の診断書） 1 通
 エ 住民票 1 通
 (2) 書類の提出先及び期間
 第 1 回試験の希望者は 7 月 6 日（月曜日）から 8 月 7 日（金曜日）までの間に、第 2 回試験の希望者は 11 月 24 日（火曜日）から 12 月 28 日（月曜日）までの間に、住所地为管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に提出すること。

5 受験者への通知等
 狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び場所を指定した受験票を送付する。
 申請者は、受験票の所定欄に申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの写真を貼り付け、試験当日持参すること。

6 狩猟免許試験の合格者
 合格者には、狩猟免許状を交付する。

7 狩猟免許試験についての問い合わせ
 宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により、宮崎医療生協労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。
 令和 2 年 4 月 27 日
 宮崎県知事 河野俊嗣

1 争議行為の目的
 賃金引き上げ要求、労働条件改善要求、一時金要求について

2 争議行為の日時
 令和 2 年 5 月 2 日 午前 8 時 30 分から争議終了まで

3 争議行為を行う場所
 宮崎市大島町天神前 1171 番地
 宮崎生協病院内

4 争議行為の概要
 ストライキ

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、吾田土地改良区（日南市）から令和 2 年 3 月 17 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。
 令和 2 年 4 月 27 日
 宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。
 令和 2 年 4 月 27 日
 宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、佐土原地区県営土地改良事業（宮崎市、農業水路等長寿命防災減災事業）に係る土地改良事業計画を定めた。
 なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和 2 年 4 月 27 日
 宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類
 策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間
 令和 2 年 4 月 27 日から令和 2 年 5 月 29 日まで

3 縦覧場所
 宮崎市役所佐土原総合支所農林建設課内

4 その他
 この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
 また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、田代・出水地区県営土地改良事業（えびの市、畑地帯総合整備事業（担い手育成型））に係る土地改良事業計画を定めた。
 なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和 2 年 4 月 27 日
 宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類
 策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間
 令和 2 年 4 月 27 日から令和 2 年 5 月 29 日まで

3 縦覧場所
 えびの市役所農林整備課内

4 その他
 この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
 また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、東原田地区県営土地改良事業（えびの市、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。
 なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和 2 年 4 月 27 日
 宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類
 策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間
 令和 2 年 4 月 27 日から令和 2 年 5 月 29 日まで

3 縦覧場所
 えびの市役所農林整備課内

4 その他
 この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
 また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画

の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
新富町
- 2 都市計画の種類及び名称
新富都市計画公園
2・2・1号 平田児童公園
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県高鍋土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和 2 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
西都市大字岡富字土ノ口 819番 1、820番 1、823番 1、819番 2 の一部、820番 2 の一部	延岡市卸本町 6 番 17 号 株式会社ヤナキ

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 2 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る特定役務の件名
宮崎県防災拠点庁舎等移転業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部財産総合管理課防災拠点庁舎整備室
宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 2 年 2 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所
佐川急便株式会社 南九州支店長 山田 晋
熊本県熊本市東区小山町 1816 番地 1
- 5 落札金額
26,400,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和元年 12 月 26 日

--	--